

小牧市スポーツ施設の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和6年3月27日

小牧市教育委員会  
教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第3号

小牧市スポーツ施設の管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧市スポーツ施設の管理に関する規則（昭和56年小牧市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を削り、同項に次の表を加える。

施設			開場時間
屋内施設			午前8時30分から午後9時30分まで
屋 外 施 設	小牧市さか き運動場	テニス コート	午前9時から午後5時（夜間照明を利用する場合は、午後9時30分）まで
		多目的 コート	午前8時30分から午後4時30分（夜間照明を利用する場合は、午後9時）まで
	小牧市南ス ポーツセン ター	グラン ド	午前8時30分（4月1日から10月31日までの期間は、午前6時）から午後5時（夜間照明を利用する場合は、午後9時）まで
	その他の施設		午前8時30分から午後5時（夜間照明を利用する場合は、午後9時）まで

第2条第3項中「テニスコート」の次に「及び多目的コート」を加える。

附 則

この規則は、令和6年5月2日から施行する。